

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 26 日

館林市長 須藤 和 臣

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
谷田川北部地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 30 年 11 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数  
個人 22 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
担い手の集積・集約化する。  
担い手の分散錯圃を解消する。